

中国における特許権利範囲解釈 ～一部の要素を意図的に欠いた場合の権利範囲解釈～ 中国知的財産権訴訟判例解説（第64回）

日照市立盈機械製造有限公司
上訴人（一審原告）

日照市徳福機械製造有限公司
上訴人（一審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国においては被疑侵害製品が請求項に記載された技術特徴の全てを充足する場合に、技術的範囲に属することとなる。

本事件において請求項では導線を介して消火線に接続されていることが必要であるところ、販売された被疑侵害製品には導線が存在していなかった。

山東省済南市中級人民法院は被疑侵害製品は請求項に記載された導線を欠くとして技術的範囲に属しないと判断¹したが、山東省高級人民法院は被告販売員が製品販売時に顧客に導線を用いた消火線への接続方法について告知していたこと等を理由に、被疑侵害製品は特許発明の技術的範囲に属するとの判決をなした²。

2. 背景

(1) 特許の内容

日照市立盈機械製造有限公司（以下、原告という）は、“安全信頼性を有するマイクロ耕運機”と称する発明特許権を所有している。特許番号はCN102696288（以下、288特許という）であり、288特許は2012年6月8日に国家知識産権局に出願され、2014年6月25日に登録された。

争点となった288特許の請求項1及び2は以下の通りである。

1 北京市第一中級人民法院判決（2014）一中民（知）初字第6912号
2 2017年12月19日北京市高級人民法院判決（2017）京民終206号